

# 就労定着支援の概要

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う日常生活及び社会生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間（最大3年間）にわたり行う（「就労定着支援」）を新たに創設する。

## 対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化による生活面・就業面の課題が生じている者
- 一般就労後6月を経過した者

## 支援内容

- 障害者との相談を通じて日常生活及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- ※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行うとともに、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。

就労に伴い生じる日常生活及び社会生活を  
営む上での各般の問題に関する相談、指導  
及び助言その他の必要な支援

## 関係機関

就労移行支援事業所  
就労継続支援事業所（A、B）  
生活介護  
自立訓練

- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 医療機関
- ・ 社会福祉協議会 等

- ・ 遅刻や欠勤の増加
- ・ 身だしなみの乱れ
- ・ 薬の飲み忘れ
- ・ 正確な作業遂行
- ・ 職場でのコミュニケーション 等

働く障害者

企業等

- ③ 必要な支援
- ① 相談による  
課題把握
- ② 連絡調整

一般就労へ移行

就労定着支援事業所

<支援員=40:1（常勤換算）>  
<サービスマン管理責任者=60:1>

② 連絡調整

# 就労定着支援の報酬の体系

## 就労定着支援（新設）

### 【基本報酬】

- 基本報酬については、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数（雇用された事業所での就労が継続している者の数）の割合）に応じた基本報酬とする。
- 利用者数の規模に応じた報酬設定とする。
- 基本報酬は月額とし、利用者との対面による支援を月1回以上実施していない場合は算定しない。
- 平成30年度当初は、就労移行支援等の就労移行実績と定着実績に基づいた報酬設定とする。

### 【加算】

- 就労定着支援のサービス期間終了後に、障害者就業・生活支援センター等の要請に応じて必要な支援を行えるよう、サービス利用終了者のうち、3年6月以上6年6月末の期間継続して就労している者の割合が7割以上である事業所を評価する、就労定着実績体制加算を設ける。＜300単位/月＞
- 障害者の職場定着をより促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している事業所を評価する、職場適応援助者養成研修修了者配置加算を設ける。＜120単位/月＞
- 中山間地域等に居住する利用者への支援に要する移動コストを勘案し、特別地域加算を設ける。＜240単位/月＞
- 他の法人が運営する就労移行支援事業所等から一般移行した者を就労定着支援の利用者として受け入れる場合のアセスメント等に要するコストを勘案した初期加算を設ける。＜900単位/月。初月のみ＞
- 支援開始1年目は頻回の支援が想定され、かつ、就職先企業等との関係構築等にコストを要することから、企業連携等調整特別加算を設ける。＜240単位/月。1年目のみ＞
- 利用者負担上限額管理加算を設ける。＜150単位/回。月1回＞

＜利用者20人以下＞ ※利用者が21人以上、41人以上でそれぞれ減額

新設	
就労定着率	基本報酬
9割以上	3,200単位/月
8割以上9割未満	2,640単位/月
7割以上8割未満	2,120単位/月
5割以上7割未満	1,600単位/月
3割以上5割未満	1,360単位/月
1割以上3割未満	1,200単位/月
1割未満	1,040単位/月

### 【その他】

- 自立生活援助、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給調整を行う。
- 就労定着支援を行う法人が、支援利用者に対して職場適応援助者による支援を行い、職場適応援助者に係る助成金の支給を受ける場合は、当該者に係る当該月の就労定着支援の報酬は支払わない。
- 就労定着支援の利用者が障害者就業・生活支援センターを利用する場合に、就労定着支援の報酬の支払いに一定の制限を設ける。

入学から卒業後の定着支援まで（都立南大沢学園の取組み）

平成 30 年 7 月 20 日  
東京都立南大沢学園  
校長 堀内省剛

1. 本校の進路指導の概要（入学から卒業後の定着支援まで）

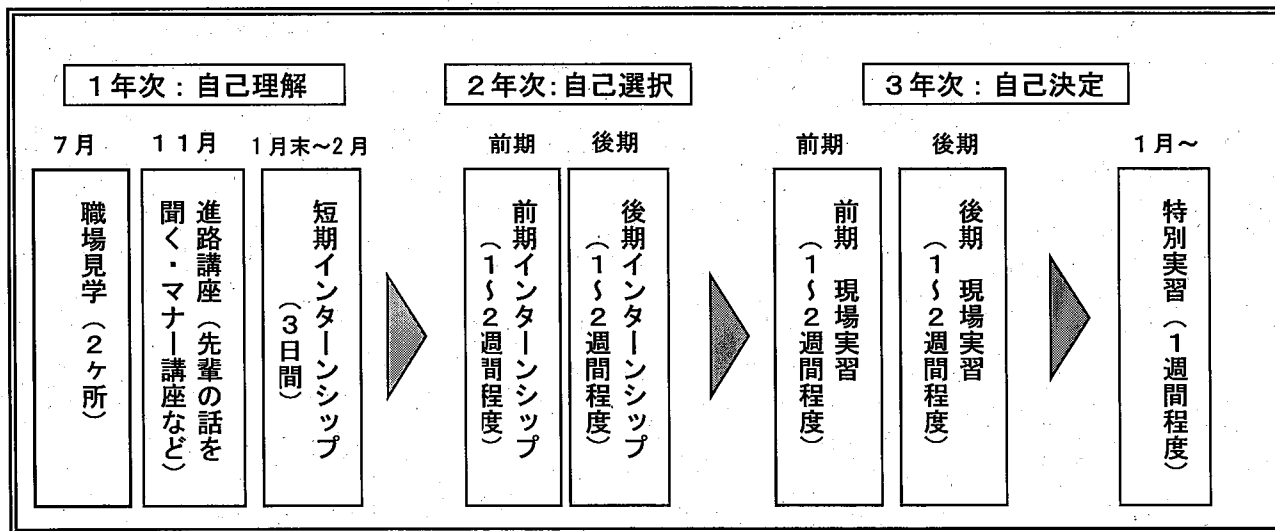
(1) 進路指導の進め方

生徒にとってインターンシップのような実際の職場で働く経験は、職場や企業現場を学ぶ大事な学習の機会となる。しかしながら、インターンシップの意義の理解や、働く姿勢、挨拶・返事等の最低限の学びの積み重ねがない中では、十分にその効果を得ることは難しい。

したがって本校では、1年生では先輩達の働いている職場を見学し、働く上で必要な力を知ることや職場のイメージ作りからスタートする。前期の職場見学・体験、後期の進路講座等の学習後に、職業に関する5つのコース（トライアル実習）の経験を踏まえ、興味・関心のある職種・事業所で初めて働く経験として「短期インターンシップ」に臨み、自己の得手不得手、やりがい・適性等、『自己理解』段階として学習を進める。

2年生は『自己選択』の段階とし、インターンシップの職種・事業所については希望ならびに適性を踏まえ選択するよう指導する。自分の力を試すと同時に課題の提示も受け、それを学校生活全体の中で改善・克服できるよう取組む。

3年生は進路先を『自己決定』する段階とし、現場実習は障害者雇用を計画、検討している企業、事業所で行う。現場実習は卒業後の生活を定める意味でも特に重要であり、本人の適性（得意なこと）を生かし、意欲的に働ける職種・事業所を選べるよう指導する。前期と後期の2回設定しているが、進路先が決定するまで随時実施する。



※3年次「特別実習」：進路が未決定の生徒の実習、採用前の確認実習

インターンシップや実習前後の「個別面談（三者面談）」では、生徒から職種の希望や実習後の感想（今後の課題、達成できたこと等）を聞き取る。ここで生徒は、自分の気持ちや考え、希望などを相手に伝える力が必要となる。この面談は、実習等での面接や社会人として求められる必要なスキルを学ぶ機会ともしている。

1年生では、都立知的障害特別支援学校の卒業生の先輩達が実際に働いている職域別のDVDの映像等を活用し、具体的なイメージをもちながら自分の適性について考え、希望職種を選ぶことができるよう指導する。

3年生の現場実習では、自分の希望に近い職種で実習を行うため、2年生からは職種の分類を増やして学習を進める。（1年次の職種分類：6、2年次の職種分類：10）

(2) 本校の卒業生の定着支援について

年数	時期	項目	具体的支援方法
在学時 3年次	1月～3月	移行支援会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校から支援センターへの引継ぎ</li> <li>○本人・保護者による支援センター登録</li> <li>○入社前の研修実習があれば、実習中に支援センター担当者を企業に紹介する</li> </ul>
卒業後 1年目	4月～6月	1回目訪問	○支援センターと企業担当者との顔合わせ
	7月～8月 (夏季)	2回目訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>○元担任による企業担当者、本人からの聞き取り</li> <li>※基本的に支援センターも同行する</li> </ul>
	9月～3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○卒業生の状況によって支援センターと連携し、訪問したり学校で面談を実施したりする</li> <li>○支援センターによる定着支援(定期訪問や面談)について情報提供を受ける</li> <li>○年度末の就労状況把握、契約更新の確認等、会社や本人の状況に応じて実施する</li> </ul>
同 2年目			<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援センターによる定着支援(定期訪問や面談)について情報提供を受ける</li> <li>○状況によっては支援センターの訪問に同行する</li> <li>○状況によって学校での面談の実施</li> </ul>
同 3年目			<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援センターによる定着支援(定期訪問や面談)について情報提供を受ける</li> <li>○状況によって支援センターの訪問に同行する</li> <li>○状況によって学校での面談の実施</li> <li>○卒業後3年目なので、卒業生の在学時の情報提供が主となる</li> </ul>
同 4年目 以降			<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域就労支援センターが定着支援を行う</li> <li>○学校はあくまでも情報提供が主となる</li> <li>○状況によって校内での面談を実施する</li> </ul>

【備考】

- ・集中支援が必要な場合は、東京ジョブコーチ等を活用する
- ・卒業生ファイルの管理について

卒業後3年間：ファイリングキャビネット1保管(施錠)

卒業後4年目以降：ファイリングキャビネット2保管(施錠) ※卒業後5年間保存

## 就労定着に向けた企業・福祉・教育の連携について

### テーマ

本年4月より導入された障害者総合支援法における新たなサービスである「定着支援事業」導入後の、  
障害者の職場定着のあり方について

- 1 就労定着に向けた、職業準備性とはなにか
  - ・ 就労支援機関（障害者就業・生活支援センター／就労移行支援事業所）からの報告
  - ・ 特別支援学校における就労定着の取組み
- 2 企業が支援機関に求める定着支援とは